



南砺市告示第48号

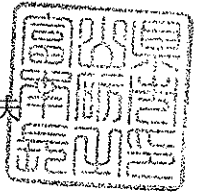
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営中山間地域総合整備事業南砺地区法林寺換地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年3月25日

南砺市長 田 中 幹 夫



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	法林寺	百丸	4814の3、4816

上記の区域内にある市有地の全部を含む。